



令和 5 年 7 月 吉日

## 旧安原・高橋川河川事務所の角にカーブミラー設置希望の件

書面表決書にカーブミラーを設置して欲しいというご意見がありました。カーブミラー設置希望の場所は地図上の○の位置で旧安原・高橋川河川事務所の角になります。

カーブミラーの設置依頼は金沢市道路管理課になります。先日、道路管理課の担当者が調査に来ました。

カーブミラー設置の条件は、右折する際に右側に死角となる建物や障害物があり右側から直進してくる車が見づらい場合。設置を検討する。

今回の場合、右側の角は空き地の駐車場で右側からの直進車が見づらいとは言えないのでカーブミラーの設置はできない。とのことでした。

今回はカーブミラー設置とはなりませんでしたが、右折を条件として町内でカーブミラーを設置して欲しい場所があれば執行部までご連絡してください。